

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

「日中韓における特許無効審判についての制度及び
統計分析に関する調査研究」報告書

平成 28 年 11 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

4. 2 中国におけるヒアリング調査結果の詳細

4. 2. 1 証拠の取扱いについて

(1) 請求の理由の追加及び証拠の補充に係る制限について

中国の専利無効宣告請求では、無効宣告請求の提出日から起算して1か月以内であれば、請求の理由の追加及び証拠の補充をすることができる（専利法実施細則第67条）となっている。この制度に関し、韓国の特許無効審判における請求の理由及び証拠の追加と対比した場合の考えについて質問を行った。回答としては、大きく分けて（ア）請求の理由の追加及び証拠の補充の制限自体の妥当性、（イ）1か月という期間に関する妥当性、（ウ）韓国の制度と対比した場合の意見、（エ）その他の意見が得られた。以下、順に詳細を述べる。

ア 請求の理由の追加及び証拠の補充の制限の妥当性について

請求の理由の追加及び証拠の補充を制限することについては、一つの審判事件における期間の短縮と効率化の点で妥当であるという認識で共通していた。その理由として、以下の理由が挙げられた。以下、四角枠内は質問の回答を示し、回答の内容及び表現は、ヒアリングで得たそのままの表現を使用している。

(公平性と効率性のバランスを考慮している)

- ・ 審理の着手までの滞留期間が長くなればそれだけ当事者の経済活動に悪い影響を与えると考える。このため、審判の効率性は非常に重要であり、審判の長期化を招く要因は、公平性とバランスを考慮した上でなるべく排除する必要がある。
- ・ 請求の理由の追加及び証拠の補充の制限が無ければ、審判の長期化を招くと共に、一方当事者を利することにもつながり、公平性を欠くことになる。審判は双方の当事者にとって公平であるべきであり、公平性のバランスを考慮すべきである。
- ・ 復審委員会は、公平性と効率性を重視している。効率性を重視している以上、請求の理由の追加や証拠の補充に制限をかけるのは妥当である。
- ・ このような制限は効率的な解決を目的とするために設けられている。当事者の一方のみに長期間の期限を設けた場合、他方の当事者にとって公平性を欠く。復審委員会は準司法機関として資源の有効活用と時間の短縮による当事者双方への便宜を考えている。1か月の期間は、当事者の希望又は要請によるというよりも復審委員会の考えに基づいて設定された。なお審理の期間は半年くらいである。
- ・ この制限は、無効宣告請求の手続を加速させるためのものである。請求人が次から次へと新しい無効理由や証拠を追加することができた場合、復審委員会はこれらの無効理由や証拠を特許権者に伝達しなければならない。そして、特許権者に検討するための十分な時間を与えた後、初めて口頭審理の手配をすることになる（長期化

の原因となる)。また、いきなり新しい無効証拠や理由が提出された場合に、特許権者が適切に応答できなくなることを防止するためでもある。

(件数が多い)

- ・無効宣告請求の件数が非常に多いため（日本の年間請求数の約 10 倍）、効率性を阻害する要因となる事項はできるだけ排除すべきであると復審委員会は考えている。
- ・中国では案件数が非常に多いため、シンプルに処理を行うことを考えていると思われる。

(そもそも十分な準備をした上で請求すべき)

- ・無効宣告請求をするからには、請求人は、通常、請求までに十分な検討時間があるのであるから、事前に調査や検討を行い、十分な準備を行った上で請求をするべきである。

(その他)

- ・証拠の補充などに制限がなければ、審判官や相手方の負担増にもつながり、代理人や当事者の立場からみれば、全体的な流れを予想しにくくなる。

なお、請求の理由の追加や証拠の提出については、例外があり、期間を過ぎた場合であっても下記のようなある程度の救済手段があるため、厳しい制限ではないというのが共通意見であった。

(その他)

- ・なお、補強のための証拠は 1 か月の期間が過ぎても提出が可能である。例えば、公知技術を証明するためのものであれば提出できる。さらに、新しい証拠が見つかるなど新たな請求の理由が生じた場合でも、別途専利無効宣告請求を請求して提出すれば、先に請求された専利無効宣告請求と併合することができる。このため、1 か月の期間に限定されていること自体は不便であるとは思わない。
- ・1 か月の期間経過後であっても、公知技術や技術常識を示す証拠であれば口頭審理で提出が可能である。
- ・権利者が請求項の合併の方式で補正を行った場合、さらに請求人に対して 1 か月以内に証拠の提出期間を設けることがある。
- ・外国語文献の場合も中国語の翻訳文などは期間経過後に提出することも可能である。

イ 請求から1か月以内という期間について

請求の理由及び証拠の追加ができるのは、請求の日から1か月以内である。この1か月という期間については、効率性を考えると妥当であるとする意見と、1か月では不十分である意見、無効宣告請求の請求人の立場と被請求人の立場とで分けて妥当性を考えるとした意見に分かれた。この意見の数は、それぞれ、妥当とする意見が6者、不十分とする意見が2者、請求人の状況よるとする意見が3者であった。

1か月の期間は妥当であるという意見は、上記アで挙げられたように、現状ではこれ以上の長期化は容認されるべきではなく、期間経過後でもある程度の救済手段が設けられていることから、これ以上の期間を設けるべきではないとする。他方で、不十分とする意見では、1か月という期間は確かに厳しいが、審判の効率性等を考えるとやむを得ないという意見もあった。また、請求人の状況によろという意見では、侵害訴訟を伴う場合、侵害訴訟における被告が無効宣告請求の請求人となることから、この場合無効宣告請求の準備期間が非常に短くなるという状況を考慮すると1か月という期間は厳しいものがあるという意見であった。

回答としては、以下のようなものがあつた。

[1か月の期間は妥当であると回答した理由]

(効率を維持するため)

- ・ 審判の効率性を維持するためには、これ以上長い期間を設けるのは妥当ではなく、1か月という期間は合理的である。
- ・ 復審委員会は、無効宣告請求の審判を通常6か月から8か月（9か月という意見もあり）程度で終了させることが要請されており、この点を考慮すると1か月より長い期間を設けるのは困難である。
- ・ 審判に要する期間の短縮が各方面から要請されており、1か月より長くなるのは、その分期間が長くなるため、妥当ではない。
- ・ この1か月という期間は、審理期間をなるべく短縮したいという事情による。大抵専利無効宣告請求と同時に侵害訴訟が提起されており、その侵害訴訟は、専利無効宣告請求中は審理が停止する。侵害訴訟を長期間停止するのも好ましくない。
- ・ この期間については特に意見はなく、妥当だと考えている。

(特に不利益は生じない)

- ・ 専利無効宣告請求は、多くは侵害訴訟に伴って請求されるため、補充により期間が長くなれば侵害訴訟の中止期間も長くなり、不利益が生じる。専利無効宣告請求の請求自体は制限されていないため、異なる証拠を見つけた場合、さらに別の専利無効宣告請求を請求すればよい。
- ・ 1か月の期間を経過しても証拠が異なれば何度でも専利無効宣告請求を請求することができるため、特に請求人に不利益は生じないと考える。

- ・以前は3か月の期間が設けられていた。しかし、専利無効宣告請求の件数が増加するにつれ効率の問題で1か月に短縮された。2015年では、専利無効宣告請求の請求は3,724件あり、審決が3,652件である。なお、理由の変更や証拠の提出がこの期間にあった場合、権利者側の提出期間は1か月延長される。
- ・なお、新しい証拠の提出や請求の理由が変更された場合、権利者側は改めて新しい期限を設定される。

[1か月の期間は厳しいとする意見]

- ・証拠を提出できるタイムリミットは1か月である。特許の場合、通知を受け取ってから証拠をその期間内に提出できるが、訴訟では、理由を言えば1か月を超えても提出することができる（証拠の提出期間を延長可能）。たった1か月では不十分だと考える。ただ、この制限は容認されるべきである。なぜなら、審判の期間はとても短く、約9か月程度で結果を出すことが求められており、長期化するのは許されないからである。他の証拠を提出したいのなら、別に審判を請求すべきである。
- ・1か月の期間は厳しいと考える。当事務所では、一昨年で64件、昨年で40件ほどの専利無効宣告請求を担当しているが、やはりこの制限は実務上厳しいと思う。

[請求人の状況によるという意見]

(侵害訴訟に伴う場合は厳しい)

- ・請求人側にとっては、請求前に時間を多く費やすことができるので合理的であるが、大抵専利無効宣告請求には侵害訴訟を伴うため、その場合は事情が異なる。
- ・侵害訴訟を伴わない専利無効宣告請求は、準備期間も十分にあり、請求人側も証拠を揃えたうえで専利無効宣告請求を請求するため、1か月の制限は特に問題はない。しかし、侵害訴訟では、提訴後の答弁書提出期間内に専利無効宣告請求を請求し、その受理書をもって侵害訴訟の中止を請求することができるのとされているため、このような場合は、1か月の制限は請求人には厳しいと考える。
- ・そもそも、請求人は専利無効宣告請求の請求前に十分検討や準備をしているはずであり、この1か月のような制限が請求人側に無理に大きなプレッシャーを与えているということはないと考える。だが、請求人に不利な場合がある。侵害訴訟が提起された場合、相手方はすぐに専利無効宣告請求を請求しなければならない。請求しない場合、侵害訴訟は中止とはならず、専利無効宣告請求と並行して行われる。侵害訴訟を伴う場合、専利無効宣告請求の請求人（侵害訴訟の被告）にとっては不利な状況となる。一方で特許権者にとっても不利な面はあると思う。答弁書の提出期間も1か月程度であるため証拠を揃える期間が短い。このようにデメリットはあるが、できるだけ早期に終わらせることについて両当事者は合意しているはずであり、デメリットよりもメリットの方が大きいと考える。このため、この制限につい

て何らかの変更がされることはないと思う。もし、1 か月以降に証拠が見つかった場合、もう一つ別の専利無効宣告請求を請求すればよいからである。

- ・請求人は事前に証拠等を調査しているため、請求人にとっては1か月の期限は厳しすぎるといよりは、戦略上利用することを考える。例えば、最初にすべての証拠等を出すのではなく、最初の請求時は形式的なものにしておき、期限直前にすべての証拠を提出して、相手方が検討する時間を短くさせるなどである。なお、侵害訴訟を伴う場合は、訴訟の提起を受けて専利無効宣告請求の請求を行うため、その際は準備期間が非常に短く、1か月の期間はとても厳しい。
- ・なぜ日本のように最初に提出してから制限しないのかについては、専利無効宣告請求は通常侵害訴訟に伴って請求されることが多い。侵害訴訟では、訴訟の提起後15日以内に専利無効宣告請求を請求しなければ、その後中止の請求をしても認められないということになっており、15日間の間で十分な証拠を揃えることは難しいと考えられることから、請求後1か月の期間が設けられた。侵害訴訟に伴う専利無効宣告請求である場合、大抵はこの1か月の間に証拠等が追加されることが多い。

(権利の維持に関して)

- ・復審委員会が非常に早く特許が有効であるとの判断をした場合、専利無効宣告請求の請求人は侵害訴訟の被告でもあるので、このような場合、デメリットになるだろう。他方で、最初に有力で説得力のある証拠が出された場合、無効となる審決がなされるため、特許権をできる限り長く維持したいと考える特許権者にとっても（すぐに結果が出されるのは）不利になるだろう。

ウ 韓国（又は日本）の制度との比較について

請求の理由の追加や証拠の提出が韓国のように無制限である場合、中国では審判の効率性も非常に重視していることから個々の審判の長期化を懸念する意見が多かった。ただ、侵害訴訟に伴う無効宣告請求の場合、非常に短期間で準備を行い、請求しなければならないことから、請求人にとっては都合がよいとする意見、またそのような場合であっても、過度に請求人側を利するのはよくないとする意見があった。

(審判の長期化は好ましくない)

- ・中国では短期間で終了することが望まれるため、韓国のように無制限で証拠の追加ができるというのは長期化につながるため好ましくない。
- ・韓国のように、証拠の提出が無制限であると審判の期間がかなり長期化すると考えられる。そうすると、特許権者にとって不利になると考えられる。審判を長期化させることで特許権者を阻害（消耗）させることも考えられるからである。

(請求人は十分に準備をした上で請求すべき)

- 1か月に限定されているのは、効率の向上を期待してのことである。韓国のように、いつでも証拠の提出が無限に可能となると、審理が長期化する原因となる。そもそも専利無効宣告請求は請求期限が長く、十分に準備時間をとれるため、請求する際には慎重に行うべきであるという考えがある。新規性や進歩性、記載不備など、よく検討し、十分な証拠をそろえてから請求をすべきである。そのような考え方に基くと、たとえ証拠の提出が自由に可能となったとしても、一旦提出した後にさらに検索して証拠を探してもよい証拠が見つかることはあまりないだろう。
- 中国では、今の制度がよいと考える。専利無効宣告請求を請求できる期間は非常に長いので、審判を請求するための準備も十分にできるはずであり、十分な準備をした上で審判請求すべきである。準備が不十分な段階で審判請求できるとすると、特許権者にとってアンフェアである。

(侵害訴訟との関連を考慮すると現行制度は妥当である)

- 専利無効宣告請求は、通常侵害訴訟と関連がある。侵害訴訟では、被告は提訴から15日(起訴状を受けた後の応答期間)以内に無効宣告があったことを提出しなければならず(司法解釈)、そのためにはその期間内に専利無効宣告請求を請求し、訴訟を中止させる必要がある。このような場合、短期間で専利無効宣告請求を請求しなければならなくなるため、証拠の追加等のための1か月があってもとても難しい。その点で、韓国のような制度はよいと思う。
- なぜ日本のように最初に提出してから制限しないのかについては、専利無効宣告請求は通常侵害訴訟に伴って請求されることが多く、侵害訴訟では、訴訟の提起後15日以内に専利無効宣告請求を請求しなければ、その後中止の請求をしても認められないということになっており、15日間の間で十分な証拠を揃えることは難しいと考えられることから、請求後1か月の期間が設けられた。侵害訴訟に伴う専利無効宣告請求である場合、大抵はこの1か月の間に証拠等が追加されることが多い。
- 専利無効宣告請求は大抵侵害訴訟に伴って行われるため、専利無効宣告請求係属中は侵害訴訟が中止となる。韓国のように証拠の提出等が無制限となると専利無効宣告請求だけで考えると一回で終了するのは経済的かもしれないが、その分侵害訴訟も停止しているため事業に期限もあることもあり、当事者の経済活動に大きな支障をもたらし、ひいては社会全体の経済に大きな影響を与えるのではないかと考える。

(無制限説をとっても、審判が1回で終わるとは限らない)

- 韓国の制度は請求人には有利かもしれないが、1回で解決できるとは限らず、専利無効宣告請求が終結しても、さらに請求される可能性がある。このためあまり良い制度とは思わない。中国では事件が多く、大抵は専利無効宣告請求後に侵害訴訟が続くため、専利無効宣告請求が長期間となれば侵害訴訟のスケジュールにも影響を与え、かえって権利者に不利益が生じてしまう。

エ その他の意見

その他の意見としては、専利無効宣告請求で思わしくない結果となっても、審判と訴訟は別であり、審決取消訴訟において仕切り直しをして（審決取消訴訟の請求時に証拠の提出も可能）、訴訟段階で改めて真摯に対応する傾向にあるといった意見があった。

- たとえ、審判において十分な証拠の提出ができなかったとしても、審決取消訴訟において、説得力のある証拠を提出すれば判断を覆すこともできる。
- 現在、中国では専利無効宣告請求は復審委員会で審理され、侵害訴訟は裁判所で審理されるが、裁判所では特許の有効性は判断されない。当事者からみるとそのサイクルが非常に長く感じられ、不満が挙げられている状況にある。このような状況を避けるため、専利無効宣告請求の期間をできる限り短くすることが裁判所から要請されている。一回目の専利無効宣告請求で特許が有効であるとの判断がなされた場合、2回目以降の専利無効宣告請求もその判断が支持される傾向にある。
- 中国では、実用新案と意匠の専利無効宣告請求が行われる場合、侵害訴訟は一旦中止して専利無効宣告請求の結果を待つ。しかし、特許の場合は通常専利無効宣告請求の終了を待たず、同時に進行するようになっている。現状では専利無効宣告請求は早く終わるため、侵害訴訟が同時に進行するといっても、書類等の提出期間を長く取ることで実質的に専利無効宣告請求が終わるのを待っているような状況にある。また、一審が専利無効宣告請求より先に終わったとしても、二審では必ず専利無効宣告請求の終了を待つ。そして専利無効宣告請求で無効審決が出た場合、裁判所は、直ちに侵害訴訟の請求を差し戻すという判決を出す。裁判所（審決取消訴訟）で専利無効宣告請求の判断が覆った場合、特許権者は改めて侵害訴訟を提起することができる。
- 中国の政策上のトレンドとしては、特許権者を保護する方向にある。
- 7年程前に、北京高等人民法院において、復審委員会で無効となり、審決取消訴訟の段階において、権利者が特許性を証明する新しい証拠を提出し、無効と判断された特許の特許性を主張したところ、その主張が認められた事案があった。

(2) 証拠の提出に必要な手続について（認証・公証）

中国の無効宣告請求では、外国で入手された証拠（域外証拠、専利審査指南第4部第七章2.2.2）については、所在国の公証機関による認証及びその国の中国大使館又は領事館による認証が必要である。この点について、海外クライアントとやりとりをする際の留意点等について質問した。

ア 公証や認証が必要な理由

回答としては、提出する証拠に公証や認証を要すること自体について異議を唱えるという意見はなく、外国人にとって負担となっている点は考慮しながらも、司法手続上の原則として必要な手続であるという回答であった。

具体的には、以下のような回答があった。

(司法機関の手続上の原則を踏襲しているという意見)

- ・中国では、司法機関は認証に対して厳しい態度をとっており、復審委員会は準司法機関として司法機関の方法を踏襲している。
- ・訴訟ではすべて認証が必要である。行政ルートも同じであり、負担であると思う。
- ・これは、専利無効宣告請求だけではなく、中国の民事訴訟と行政訴訟における証拠に関する全般的な規定である。これは、SIPO の担当範囲ではない。もちろん、認証手続は負担であると思うが、証拠の真実性を確保するためにこの認証手続は必要だと考える。
- ・中国では、証拠の真実性や関連性については提出するものが証明する責任を負う。専利無効宣告請求だけでなく、他の訴訟においてもこれは同じである。

(証拠の真実性を担保するため)

- ・なぜ認証や公証が必要なのかについては、証拠の真実性をあらかじめ担保しておくためである。行政訴訟を提起する際は、委任状や会社事項証明書等のような書面も領事認証が必要である。この点で負担に感じる企業もあるのではないかと考える。
- ・中国では、提出された証拠が真正のものであるかの確認が重要である。うその証拠が出されるといった問題が多く、偽の証拠を提出しても罰則はない。
- ・専利無効宣告請求のプロセス上、証拠の真実性が問われ、真実性を高めるために認証や公証が必要である。例えば訴訟では主体的資格があるか会社証明があるか、委任状があるかを確認するが、これらを証明する書面は認証や公証が必要である。
- ・特に海外で得た証拠の場合、それが有効であるのか判断しにくいいため、外国大使館の認証があればそれが真正のものであると判断しやすい。実体的な証拠の場合は特に認証が必要となる。
- ・日本から提出するものは領事認証が必要であり、負担を感じるというのは理解する。海外の証拠の領事認証や公証が必要というのは、中国の審判官にとっては、それが真実であるか否かについての判断ができないためであり、また、証拠の真実性については提出する側が担保すべきという考え方による。
- ・認証や公証が必要なのは、復審委員会でも裁判でも同じであり、いずれも大きな負担となっている。手続上、証拠の真実性を重視しているが、この点については復審委員会による判断が難しいため、真実性の証明については当事者が担保するものとなっている。ただ、負担は以前より小さくなってきていると思う。

(その他)

- ・公証や認証の必要性が専利無効宣告請求を躊躇させるということはない。
- ・コストについては、そんなに多くかかるものではなく、むしろ証拠を揃えるのはそれだけやった価値のあるものとなる。

イ 公証や認証が必要な証拠、不要な証拠について

公証や認証は、提出するすべての証拠で必要というわけではなく、不要な証拠も幾つかあること、特に専利無効宣告請求で主張な証拠となる特許文献については不要であることから、公証及び認証が必要な証拠は限定的であり、特に困難性は生じていないという回答であった。

公証や認証が必要な証拠及び不要な証拠の例として、以下のようなものが挙げられた。

(認証・公証が不要なもの)

- ・原則：中国国内で入手可能な証拠
- ・中国国内で得られるものであって、原本であれば公証は不要である（雑誌、譲渡証書等）。
- ・中国の図書館で得られる文献（例 1：外国文献であっても、中国の政府図書館等と連携している外国の図書館が所蔵し、図書館経由で得られる証拠の写しについては図書館で発行する証明で足りる。例 2：意匠の案件ではあるが、日本の新聞に掲載されていた記事を証拠としたときがあり、その新聞記事が中国の図書館にあったため、その図書館の証明だけで足りた。例 3：論文等の文献についても、中国の図書館で入手可能であれば、図書館の証明で足りる。電子データを有していることが多く、世界中の論文が中国国内の図書館（国家図書館など）で入手可能である。）
- ・特許文献（外国特許庁ウェブサイト等で得られる特許文献を含む。審判官が確認可能であるため）
- ・昨年からの委任状についても公証や認証が必要となった。これは、専利無効宣告請求は準司法的な活動であると位置づけられているためである。口頭審理では委任状の公証や認証がないと、手続的議論だけで終始し、本論に入れない。

(認証・公証が必要なもの)

- ・中国国内で入手できない外国文献
- ・中国国内の資料であって原本のコピーを提出する場合、提出するコピーについて必要（例えば譲渡証書の原本であれば公証や認証が不要であるが、コピーを提出した場合に公証や認証が必要である。）
- ・インターネットからダウンロードしたり、表示された画面を印刷したりして得られたもの。
- ・日本における使用証拠や販売証拠、先使用の事実を証明するもの

- ・身分証明書や法人登記簿本、委任状などには認証・公証が必要である。委任状に関しては、サインをした者について、その権限を有する者であることを証明する必要がある。例えば米国ではそのような制度がないため、公証や認証をとるのに苦労する場合がある。なお、公証や認証がとりにくいような場合は、そのことを主張すれば提出期間を延長してくれることもある。請求人が個人である場合、身分証明はパスポートだけでよいため、比較的やりやすい。

なお、インターネットから得られた証拠については、公証・認証が必要であることについては意見が一致していたが、その例外に関して、下記のような回答があった。

- ・インターネット上の物件である場合、それを主要な証拠として使用する場合は公証や認証が必要となる。復審委員会では、あまり厳しく問わなかったとしても、審決取消訴訟ではこの点が重視されるため、公証や認証は取っておいた方がよい。なお、インターネット上の証拠であっても、信頼性の高いサイト（ある程度の期間閲覧が可能であって容易にその記事などが削除されないようなサイト）にあるものであれば厳しいことは要求されない。復審委員会がそのサイトを実際に見て確認できるからである。
- ・インターネット上の情報に関しては公証が必須であるが、中国の公証役場の PC でダウンロード又は表示させ、それを公証してもらえば外国の領事認証は不要となる。
- ・インターネット上の記事を証拠とする場合、いわゆる Yahoo!などの大手サイトにある記事などは、短期間で消滅する可能性が低いいため、認証等が不要なことが多い。インターネット上に UP された情報を証明するサイトもあり、そのようなサイトの証明があれば認証が不要となるだろう。

ウ 証拠への公証・認証の負担について

証拠に公証・認証を要することについては、特許の場合は特許文献が証拠として提出されることが多く、非特許文献などはごく一部であり、また公証・認証が不要なものもあることから、大きな負担ではないとする意見が多数を占めていた。一方で当事者が外国籍であった場合については一定の理解を示す意見もあった。加えて、審決取消訴訟における違いについても言及があった。

(大きな負担ではない)

- ・中国国内の証拠については公証や認証は不要である。特許の場合は公知文献が証拠として採用されやすく、出版物については公証や認証も不要であるので、あまり公証や認証が必須のものは少なく、負担は大きくはないと考える。

- ・ 専利無効宣告請求では、多くの証拠が公知文献や周知技術に関するものであり、そんなに大きな負担ではないと考える。特許文献等は公証や認証が不要であるためである。
- ・ 現在、専利無効宣告請求手続に用いられている証拠は主に特許や定期出版の雑誌、書籍であり、公証、認証する必要のある証拠の比例がそんなに高くないので、その費用はまだ当事者が負担できる程度である。
- ・ 例えば、外国でのみ入手できる文献などは、最初は写しを提出しておき、翻訳と並行して原本について領事認証をとって、後から提出することも可能である。

(外国籍の者にとっては負担)

- ・ 領事認証には時間がかかり、かつ短期間で提出しなければならないため、これが負担ということは理解する。認証に時間がかかっているという場合、その事情を審判官に説明すれば期間を設けてくれることもある。

(審決取消訴訟における証拠の提出について)

- ・ 領事認証に関する負担は理解する。審判段階ではなく、訴訟の段階になればある程度柔軟に対応できる。例えば、審決取消訴訟を請求する際、当事者が内国民であれば審決から 2 か月以内に訴えなければならないが、外国人の場合さらに 1~2 か月の期間が与えられる。他の種類の訴訟では、第一審の判決後 15 日以内に第 2 審を請求しなければならないが、外国人の場合は、加えて 30 日くらい与えられる。これは準備に時間がかかることを考慮してのことである。
- ・ 裁判の段階では、すべての証拠について証拠を認定するプロセスがあり、反証する証拠が無ければ認められる可能性が高い。

エ その他

その他の意見としては、以下のようなものがあった。

- ・ 事実の証明について、それが技術的内容であるならば、なるべく出願しておくことを勧める。クレームを広めに記載して出願しておけば、それが公開されたとき確かな証拠となるからである。
- ・ 認証等は慣れれば負担になるものではないため、経験のある事務所等に依頼するのも一つの手である。
- ・ 中国国内で入手した証拠については、認証や公証が不要なため、なるべく中国国内で入手できるものを探した方がよい。
- ・ 使用証拠の場合は公証や認証が必要となるが、様々な証拠を組みあわせて事実を証明するのは容易ではない。

- ・使用証拠については公証や認証を要するものの、証拠として認定される事案が少ない。
- ・販売に関する事実を証明する証拠の場合は連続性が問われる。時間的な断絶があり、連続していない場合、証拠として採用されることは難しい。
- ・実物の証拠を提出する場合、その日付が重要となる。それが真実であることを証明しなければならない。
- ・事実の証明について、それが技術的内容であるならば、なるべく出願しておくことを勧める。クレームを広めに記載して出願しておけば、それが公開されたとき確かな証拠となるからである。
- ・認証等は慣れれば負担になるものではないため、経験のある事務所等に依頼するのも一つの手である。
- ・外国の文献は認証・公証が必要であり、真実性を確保していないと余計に不利な立場になることもある。
- ・公証、認証する必要がある海外の証拠について、専利無効宣告請求の請求人が公証、認証できないために、請求人が専利無効宣告請求を提出できなくなるということは有り得ると思う。
- ・希望としては、このような手続が不要な状況がくるとよい。偽物を作るということも減ってきており、また審判などを依頼する側の意識やスキルもアップしてくると思うからである。

4. 2. 2 権利化後の補正（訂正）の制限について

(1) 補正の範囲について

中国では、明細書や図面について権利化後の補正（訂正）はできない。また、クレームの補正に関しても厳しい制限があり、明細書に基づく補正や誤記、誤訳を修正することもできない。補正できるのは、クレームの削除や合併、技術方案の削除のみである。この点に関し、補正の範囲の制限は厳しいとしながらも、明細書や図面の補正を行う必要性はないと考えるという回答が多数を占めた。逆に明細書や図面の補正を可能としたほうがよいという回答は2者だけであった。

回答の詳細は以下のとおりである。

ア 制限されている理由について

補正（訂正）の目的が制限されている理由としては、歴史的過程と効率性、権利の安定性に配慮しているとの回答があった。

平成 28 年 11 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

日中韓における特許無効審判についての
制度及び統計分析に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>